

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針(1月8日)

1 基本的な考え方

- (1)区民の皆さまに、不要不急の外出自粛、特に、午後8時以降の外出自粛の徹底をお願いする。
- (2)区内の飲食店等に、営業時間の短縮をお願いする。

2 具体的な対応策(1月12日～2月7日)

【区立施設】

- (1)通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時まで短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。
利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。
ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (2)飲食を目的とした利用や入浴は、禁止する。
- (3)感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。
- (4)都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

- (1)成人の日のつどいは、オンライン開催とする。
- (2)その他の各種講座や説明会、教室等については、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。
実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆さまへのお願い

不要不急の外出は自粛してください。特に、午後8時以降の外出自粛の徹底をお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時～午後8時とする営業時間の短縮をお願いします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いします。

5 練馬区方針の取扱い

- (1)この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2)この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

新型コロナウイルスの相談・受診・検査の流れ

事前に電話で症状などを伝えた上で、医療機関を受診してください。かかりつけ医がない場合や相談先に迷っている方は、練馬区コールセンター、東京都発熱相談センターで相談を受け付けています。

